

### 労災保険給付と損害賠償

大場, 敏彦

---

(出版者 / Publisher)

法学志林協会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法学志林 / 法学志林

(巻 / Volume)

90

(号 / Number)

2

(開始ページ / Start Page)

39

(終了ページ / End Page)

76

(発行年 / Year)

1992-10-24

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00003547>

# 労災保険給付と損害賠償

大場 敏彦

## 第一章 問題の所在と限定

- 一 問題の所在―労災保険給付の年金化と調整問題―
- 二 問題の限定

## 第二章 各給付の法的性質判断指標

## 第三章 労基法上の災害補償給付

- 一 災害補償給付の法的性質

- 二 労基法八四条二項の意義

## 第四章 労災保険給付の法的性質

- 一 労災保険法制定当初

- 二 労災保険法の主な改正

- 三 現行労災保険給付の法的性質

### 1 療養補償給付

### 2 休業補償給付

労災保険給付と損害賠償（大場）

### 3 障害補償給付

### 4 遺族補償給付

### 5 葬祭料

### 6 傷病補償年金

## 第五章 損害賠償との調整

- 一 基本的考え方

- 二 損失填補給付

- 三 複合的給付

### 1 損失填補的部分

### 2 既支給の給付

### 3 前払一時金・失権差額一時金

## 第六章 おわりに

## 第一章 問題の所在と限定

### 一 問題の所在——労災保険給付の年金化と調整問題——

日本では、労働者が業務災害にあった場合、当該被災労働者またはその遺族（被災労働者）は、当該業務災害を惹起させた者に対して不法行為または債務不履行（安全配慮義務違反<sup>(1)</sup>）にもとづく損害賠償請求権を取得するとともに、労災保険による給付（労災保険給付）請求権も取得することになる。<sup>(2)</sup> このような二つの請求権を認めることは、労災保険による迅速な保護と、損害賠償による「完全な」救済を可能とする点で優れていると考えられるが、次のような問題を発生させる。

すなわち、①労災保険給付相当額を損害賠償額から控除することを認めるか否か、②損害賠償が給付されたことを理由として、労災保険給付を停止ないし廃止することを認めるか否かといった問題が惹起されるのである。

このような調整問題に関しては、労災保険給付が一時金給付であった当時は、労基法八四条二項を類推適用することによって処理されていた。労災保険給付がなされた場合には、その価額を損害賠償額から控除することが認められていたのである。<sup>(3)</sup>

ところが、昭和三五年の改正による長期傷病者手当金（現行法の傷病補償年金にあたるもの）の新設を契機とする昭和四〇年以降の数次にわたる改正によって労災保険給付の年金化が行われ、このことが一時金給付を前提とする従

来の調整制度に新たな問題をなげかけたのである。すなわち、年金化によって損害賠償の請求・履行の前後を通じて給付が行われることとなったために、①損害賠償額算定にあたって既に支給された労災保険給付相当額を控除することを認めるか否か、②将来支給されるであろう労災保険給付相当額をあらかじめ損害賠償額から控除することを認めるか否かについても問題とされるに至ったのである。

この将来支給額の控除問題については、判例学説上、いわゆる控除説と非控除説とが対立していた。ところが、昭和五二年に最高裁は次のように判示して非控除説にたつことを明らかにした。<sup>(4)</sup>

「労働者災害補償保険法に基づく保険給付の実質は、使用者の労働基準法上の災害補償義務を政府が保険給付の形式で行うものであって、……受給権者に対する損害の填補の性質をも有するから、事故が使用者の行為によって生じた場合において、受給権者に対し、政府が労働者災害補償保険法に基づく保険給付をしたときは労働基準法八四条二項の規定を類推適用し、……使用者は、同一の事由については、その価額の限度において民法による損害賠償の責を免れると解するのが、相当である。そして右のように政府が保険給付をしたことによって、受給権者の使用者に対する損害賠償請求権が失われるのは、右保険給付が損害の填補の性質をも有する以上、政府が現実に保険金を給付して損害を填補したときに限られ、いまだ現実の給付がない以上、たとえ将来にわたり継続して給付されることが確定していても、受給権者は使用者に対し損害賠償の請求をすることにあたり、このような将来の給付額を損害賠償債権額から控除することを要しないと解するのが、相当である。」

このように最高裁は既に支給された労災保険給付については、損害賠償額からの全額控除を認める一方、将来支給分については一切控除を認めない旨判示したのである。

この判決に対しては、使用者に二重の負担を課し保険メリットを奪うことになる、であるとか被災労働者らが二重の利得を受けることになるといった批判がなされ、昭和五五年に労災保険法が改正されたことになった。この改正によって、使用者は新設された失権差額一時金や前払一時金の価額の限度において事実上損害賠償責任を免れることとされた。また、損害賠償が先行した場合、政府は一定期間保険給付を行わないこととされた。

このように一定の範囲で立法的解決が図られたわけであるが、問題を完全に解決したのではなく依然として問題が残されているといえる。

すなわち、①損害賠償からの減額調整が認められるのは、労災保険給付の既支給分と前払一時金の額までとされているにすぎず、②労災保険給付の支給調整期間には上限が設けられているほか、③損害賠償中の逸失利益全額が調整対象とされているわけではないのである。<sup>(8)</sup>

そこで以下ではこのような残された問題をふまえつつ、労災保険給付と損害賠償との調整問題を検討していくこととする。<sup>(9)</sup>

## 二 問題の限定

検討にあたっては、業務災害のうちの使用者行為災害に対する労災保険給付と損害賠償に対象を限定する。

第三者行為災害については、労災保険法一二条の四の規定がおかれ、労災保険側での調整が定められるなど一定の立法的解決が図られていること、さらに、調整問題を複雑なものとしている使用者の保険メリットが、この場合には問題にならないことがその理由である。

また、現行の労災保険法による労働福祉事業についてもここでは検討の対象とはしない。いくつかの判例<sup>10</sup>で争われている問題ではあるが、労働「福祉」事業である点で、保険給付の場合と同様に論じられるかについて十分な検討の必要があること、まず保険給付という基本的な給付について検討する必要があると考えるからである。

## 第二章 各給付の法的性質判断指標

労災保険法による諸給付の法的性質を検討するに先だって、ここでは給付の法的性質、具体的には各々の給付が損害賠償と同じく損失填補的性質のものであるのか、それ以外の性質のものであるのか、を判断する指標をまず明らかにしておく。

数次にわたる改正によって労災保険法が社会保障化したとの評価がなされていることは周知の事実である。その場合の社会保障化の判断指標は、代表的な論者である高藤教授によれば、労災補償のよって立つ原理が、個別使用者の「無過失責任」から国家の国民に対する「生活保障」へと転換することであるとされている。前者が、個別使用者に対する社会的非難と懲戒の意味あい、さらには使用者に対する労働災害の予防的效果といった個別的労使関係を前提とするのにたいして、後者では、国家対国民としての被災労働者の関係を前提として、国民の要保障事故の一態様としての労働災害について「保障」が行われるとされている。具体的には、所得補償、リハビリテーション等を含めた「被災労働者の生活保障のための一切の給付ないし措置」が給付されていけば社会保障化したといえると思われる。そして、所得補償については、家族・配偶者加算などの「個々の受給者の生活需要への配慮をともなった年金形態」、

「受給者の最低限度の生活が確保される底上げの措置＝最低保障制」をともなう「受給前の生活維持に必要な額」の給付、生活費ないし賃金水準の変動に応じたスライド制の形態がとられていることを給付の社会保障化の判断指標とされている<sup>(11)</sup>（保険給付のみについて引用）。

労災保険法が社会保障化したか否か、言い換えれば労災保険給付が損失填補給付から生活保障給付へと変化したか否かについて、給付形態に着目して判断されているわけである。法の性質が変化した場合には、それによる給付にも変化がみられることはいうまでもないことであるから、このような給付形態に着目することは有意義であるといえよう。そこで以下ではこの高藤教授の見解を踏まえつつ、労災保険給付の法的性質を判断していく給付形態上の指標は何かについて検討していく。

損害賠償にみられるように損失填補にあつては、①違法行為（業務災害）と相当因果関係に立つ範囲の損害（逸失利益、特別の出捐）について、②口頭弁論終結時といった一時点を基準に算定された価額が、③一時金の形で給付される。もっとも多少これらと異なった形態がとられることもある。被災者らの最低限度の保護を迅速に行うといったような一定の政策目的との関係で逸失利益や特別の出捐の一部についての給付を義務づけたり、給付率の定型化が行われたり、給付額算定の基礎を個々の被災労働者の従前の所得ではなくそれをもとにする定額としたりする場合もある（労基法上の災害補償にこのような例がみられる。後述する）。しかし、そのような場合にあっては、賠償の範囲、一時点での賠償額確定といった基本的な枠組みは変わらないのであり、このような形態にあつた基準や内容の保険給付は損失填補的性質のものであるとすることができる。

ただし、③についてはいわゆる年金形態もありうる<sup>(12)</sup>のであり、損失填補性判断の必須条件ではない。この意味で損

失填補性判断基準の中心は①と②ということになる。

そして、このような損失填補の形態と異なる形態の給付については、その異質性が問題となってくる。具体的には、被災労働者の家族・遺族の人数による給付加算、給付額のスライド制、給付の年金化、療養等の現物給付などがそれである。以下上記①から③の要件ごとに問題となるものを整理検討していく。

まず①との関係では、違法行為（業務災害）と相当因果関係に立たない範囲の損害についても給付の対象としたり、給付額決定にあたって家族・遺族の人数等相当因果関係に立たない範囲の補償を行う場合等が問題となる。このような補償対象の拡大や給付額の算定は損失填補では行われないのであり、したがって、損失填補との異質性が認められることになる。ただし、その法的性質を判断するにあたっては、当該給付の対象とする事項、給付額決定の際の考慮事項などを個別具体的に検討する必要がある。すなわち、違法行為（業務災害）と相当因果関係に立たないものをも給付対象としている場合であっても、そのような給付を行うことが被災労働者らの生活を保障する意図によるものなのか、それ以外の政策的配慮によるものであるかを見極める必要があるのである。このことは、給付額決定の際の考慮事項についてもいえることである。

次に②との関係で、ある特定の時点で給付総額を確定しない給付の異質性が問題となる。具体的には、スライド制が導入される等給付基準額が改訂される給付と、受給期間を限定することなく受給権が存する限り一定額を支給し続ける給付とが考えられる。

すなわち、スライド制が導入された場合には、いったん給付基準額が確定された後にも一定の基準にしたがって給付基準額が改訂されることになる。ところが、このようなことは損失填補の理論では説明できない。損害額の算定に

あつては、「原則として不法行為の時を基準としてその時の交換価格により損害額を算定すべき<sup>(13)</sup>」とされているのであり、しかもその場合において「昇給はほとんど考慮に入れられない<sup>(14)</sup>」のである。もっとも近時においては物価上昇や昇給について、予見可能性が認められることが一般的に多く、それらを考慮に入れて賠償額を算定することも多いと思われる。しかし、それも賠償額算定の段階でのことであり、賠償額確定後の事情をもつてその額を改訂することは、事情変更の原則が適用される極めて希な場合を除いては、ありえないのである。これに対して、スライド制が導入された場合にあつては、賃金水準の変動にもつて給付額決定後において給付基準額が改訂されるのである。

また、昭和六一年改正によつて導入された給付基礎日額の年齢階層別最高・最低限度額の制度は、年齢に応じて給付基礎日額を改訂するものであるが、このような改訂が損失填補ではみられないものであることはいうまでもない。年功的賃金がいまだ支配的である現状では、被災労働者の年齢にあわせて給付基礎額を改訂することは、被災労働者の生活を保障するという点からすればむしろ当然のことといえよう。

このスライド制や年齢階層別最高・最低限度額の制度については、単なる金利補償的なものであるとか、損失填補をより実質的なものとするための措置であるとの評価もなされうが、<sup>(15)</sup>その場合でもこれらが通常の損失填補ではみられないものであることは否定しようもない。むしろそこには賃金水準変動や物価上昇等による補償の目減りを防ぎ、補償を実質的なものとするることによつて被災労働者らの生活を保障しようとする趣旨がうかがわれるのであり、したがつて生活保障給付化・社会保障化の判断指標となつてくるといわざるをえない。このことは、給付額決定の基礎に被災労働者らが必要とする生活費が考慮されている場合に顕著となる。

ただし、スライド実施の要件やスライド率によつてその生活保障給付性に強弱がでることは十分に考えられること

ではある。スライド実施の要件が厳しく賃金水準の変動に十分対応できないような場合には、その生活保障給付性は弱いといえる。

次に、受給期間を限定することなく受給権が存する限り一定額を支給し続ける給付についてであるが、これについても損失填補とは異なる性質ものであるといえる。このような給付にあっては給付総額が確定されていないことになるが、これは上述した損失填補の意義からは考えられないことである。ここでは受給権が存する間といった長期にわたって一定額を定期的に給付することによって、費消による被災労働者らの生活困窮を防ぎ、彼らの生活を保障することが目されているというべきである。

③との関係では、保険給付が年金化されている場合がまず問題となる。保険給付の年金化は、損失填補が一時金給付を原則とするものである点でこれと異なる。しかし、単に給付が年金の形で行われるというだけでは、その給付が損失填補と異なるものであるとすることはできない。労基法上の分割補償がそうであるように、給付の総額を確定した上での「年金化」(分割給付)は、専ら義務者の負担を軽減するためのものであって、給付の法的性質に変化をもたらしものということはできないのである。もっとも一般的な年金給付にあっては、給付総額を確定することなく受給権が存する限り支給する場合がほとんどであるが、この場合には既に述べた給付総額を定めない給付である点に損失填補との異質性を認めることになる。<sup>(16)</sup>

次に、金銭給付の形態をとらない給付の異質性も問題となる。療養の給付や、リハビリテーションといった現物給付は損失填補にあっては通常行われず、それらに要した(要するであろう)費用を給付する形がとられるからである。しかし、療養の給付やリハビリテーションについては、それらの給付が業務災害と相当因果関係に立つ範囲の損害

(業務災害による特別の出捐) に対するものであること、療養・リハビリテーションといった給付内容の性質上、金銭給付をとった場合の給付額算定の困難性・煩雑性などから例外的に現物給付が行われるにすぎないと解されるのであり、これについても損失填補的性質のものであるといえる。

以上をまとめれば、①業務災害と相当因果関係に立たない事項を対象としたり、給付額に反映させる給付、②スライド制や年齢階層別最高・最低限度額が導入されている給付、③給付総額が確定されていない給付については損失填補との異質性が認められることになる。

### 第三章 労基法上の災害補償給付

業務災害に対する給付は、現在ではそのほとんどが労災保険法にもとづいてなされており、労基法による給付としては、労災保険法の休業補償の待期間についての休業補償給付等きわめて限定されている。したがって、業務災害に対する給付の法的性質であるとか、損害賠償との調整問題を検討するにあたっては、労災保険法による給付(労災保険給付)についての検討が中心にならざるを得ない。

しかし、今日でもなお、労基法上の業務災害に対する給付(災害補償給付)の法的性質の検討をぬきにして労災保険給付の法的性質、および労災保険給付と損害賠償との調整問題を論じることができない。それは、後述するように労災保険給付が災害補償給付を基礎として、それを保険化するものとして成立したものであり、少なくとも制定当初においては基本的性質を一にするものであったと考えられるからである。

周知のごとく、労災保険法は、制定以降数次にわたる改正を経て、災害補償と異なる給付を行うようになってはかりでなく、その法的性質も異なるにいたつたとの指摘すら広く行われる状況になってきている。しかし、労災保険給付と災害補償との異質性を認める立場にあつても、労災保険法の改正による影響を正確に把握するためには、制度の初期段階における給付内容・法的性質の理解が必要不可欠であるといわざるを得ず、この意味で、原型たる労基法上の災害補償給付についての検討が必要となる。

また、労基法上の災害補償給付の法的性質を検討しなければならないいま一つの理由に、労基法八四条二項の存在がある。同項は「使用者は、この法律による補償を行った場合においては、同一の事由については、その価額の限度において民法による損害賠償の責を免れる。」として、労基法上の災害補償給付と損害賠償との調整を規定しているのであるが、これがいかなる根拠にもとづくものであるかを明らかにすることが、労災保険給付と損害賠償との調整を考えるにあたって、重要な意味をもつと考えられるのである。

#### 一 災害補償給付の法的性質

労基法が定める災害補償給付は、療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償、葬祭料、打切補償、分割補償の七つである。

第二章であげた基準に照らせば、これらの災害補償給付のうち、療養補償、障害補償、遺族補償と葬祭料については、損失填補的給付と意義づけられる。

すなわち、療養補償は業務災害による傷病の療養という特別の出費に対する、障害補償は業務災害による障害とい

う労働能力の喪失に逸失利益に対する、遺族補償は業務災害による稼得者の死亡に逸失利益に対する、葬祭料は業務災害による労働者の死亡・葬儀という特別の出費に対する給付であり、すべて業務災害と相当因果関係にある逸失利益や特別の出捐を「補償」するものである。

また、障害補償、遺族補償と葬祭料は従前の賃金にもとづく平均賃金に所定日数を乗じて得られた総額を一時金として給付する点でも、従前の所得に応じて逸失利益を算定する損害賠償と共通性をもつ。

そして、これらの給付については第二章で検討した損失填補的給付との異質性の判断基準である、相当因果関係に立つ範囲外の給付・給付額算定、スライド制の導入や給付総額の不確定といった事項が認められないのである。

このようなことからすれば、これら療養補償、障害補償、遺族補償については、その法的性質は損失填補的であるといえる。なお、療養補償は、給付総額が定まっていないが、第二章でも述べたようにこれは療養という給付自体の特殊性からくるものであり、その法的性質に影響を与えるものではない。

その法的性質について、前述の判断指標に照らして損失填補との異同が問題となるのは、休業補償と分割補償である。

まず、休業補償であるが、給付総額が定まっていない点、スライド制が導入されている点でその損失填補との異質性が問題となる。

給付総額が定まっていない点については、休業の期間を予め確定できないという事情があるにせよ、それを擬制して給付額を確定する損失填補と異なっていることは否定しようもない。休業という就労不能期間が継続する限り給付する点で、既に述べたとおり生活保障的性質を有するものといえる。

次に、スライド制であるが、これは、一旦定められた給付額を後に改訂するものである点で、損失填補と異なっている。

これについても、損失填補と法的性質を異にするものであるとの評価をすることができる。前述したように、このような給付額の改訂（スライド）は損失填補では通常ありえないことである。しかしながら、これによる生活保障給付化の度合いはかなり弱いものと言わざるを得ない。それは、このスライド制の「生活保障」機能の不十分さによる。休業補償におけるスライド制による給付額改訂の要件は、同一事業場の同種の労働者の平均賃金が二〇％を超えて上したことであるが、この要件による改訂では、業務災害がなければ被災労働者が受けたであろう定期昇給・ベースアップには遠く及ばないのであり、被災労働者らの生活の必要に見合ったものとはいえないのである。この点で労基法上のスライド制は、生活保障給付的性質をまったく否定できないものの、なお生活保障給付化の萌芽段階にすぎないと言わざるを得ない。

このような休業補償の生活保障給付性は、打切補償（労基法八一条）が存在することによって否定されることになる。すなわち、療養開始後三年を経過しても傷病が治癒しない場合に平均賃金の一二〇〇日分を支払うことによって以後労基法上の補償義務を免れるとする打切補償の存在は、被災労働者らの生活保障の必要性を否定し、使用者の負担を軽減するためだけのものであると言わざるを得ないのである。このように、労基法上の休業補償は、総体としては被災労働者の生活を保障するという生活保障給付とはいえないといわざるを得ないのである。

なお、ここで問題とした休業補償のスライド制が昭和二十七年の改正によって初めて導入されたものであることに注意する必要がある。すなわち、昭和二十二年の法制定段階にあつては、生活保障給付的性質の萌芽であるスライド制は

存在しなかつたのである。このことは、労基法上の災害補償給付がもつばら損失填補的性質のものとして考えられていたことを物語るものであるといえよう。

残されたもう一つの給付、分割補償であるが、これは六年間の定期金給付である点で損害賠償と異なっている。

しかし、これとても、総額が定められていることに変わりはなく、ただ、一時金支給による使用者の負担を軽減するために分割を認めたにすぎないと考えられるのであり、単なる一時金支給の変形にすぎないといふべきである。また、一時金支給の場合に比べて給付総額が平均賃金の一〇〇日分から四日分多くなっているが、これは一時金支給の場合の数%程度に過ぎず、金利補填としての意味をもつにすぎないと考えられる。

このように労基法上の災害補償給付は、すべて損失填補的性質のものであると評価できる。

## 二 労基法八四条の意義

労基法八四条二項は、「使用者は、この法律による補償を行つた場合においては、同一の事由については、その額の限度において民法による損害賠償の責を免れる。」として、災害補償給付と損害賠償との調整を規定する。

ここで問題となるのは、同条がどのような根拠にもとづいてこのような調整を定めたのかである。

この点について学説上は、損害賠償と災害補償給付とがともに損失填補としての性質を有することを根拠とするものと、<sup>(17)</sup>災害補償給付を生活保障的性格のものと捉え損害賠償との性格の違いを認めつつ両者の生活保障としての機能が重複することを根拠とするものと<sup>(18)</sup>大別される。

労基法上の災害補償給付がいずれも損失填補的性質のものであることは既に述べたとおりである。もっとも労基法

上の災害補償給付は、その受給要件・受給権者等において損害賠償と異なるものであり、したがって両者をまったく同一の法的性質のものであるとする<sup>(19)</sup>ことはできない。しかし、労基法上の災害補償給付が被災労働者らに生じた損害を填補するものである点で損害賠償との共通性（機能的同質性）を認めることができるのであり、この意味で損失填補的給付であるといえる。そして、労基法八四条二項はこの損害賠償と労基法上の災害補償給付との機能的同質性にもとづき、両者の完全調整を確認的に規定したものであるといえる。

すなわち、労基法上の災害補償給付がいずれも損失填補的給付であることにもとづき、それらが給付されることは損害賠償の一部履行と同視できるとして、労基法上の災害補償の価額の限度内での控除を確認的に認めたのが労基法八四条二項であるといえるのである。そして同条が「補償を行った場合」にのみ控除を認めるのは、災害補償給付が履行されないにも拘らず損害賠償額からの控除が認められてしまい結果的に被災労働者らに対する所定の給付がなされないといった事態を防ぎ、もって被災労働者らに所定の災害補償給付を確実に給付するためであると解される。

## 第四章 労災保険給付の法的性質

### 一 労災保険法制定当初

労災保険法は、昭和二三年に労基法とともに公布、施行された。これによって業務災害に対する給付を行うものとして、労基法上の災害補償給付と労災保険法上の保険給付とが併存することになったが、これら二つの制度の給付内

容は、労災保険法による休業補償給付に待期間が設けられていた他はまったく同一のものであった。

このように同一給付を行う制度を併存させたのは、使用者の支払能力不足による不補償を防いで被災労働者らの迅速かつ公正な保護を図るためと、個別使用者の経済的負担を軽減するためであったとされている。<sup>(20)</sup>

このような給付内容の同一性、労災保険法の制定理由からすれば、労災保険法は労基法上の災害補償給付を保険技術を利用して行うものにならず、したがって労災保険給付も労基法上の災害補償給付と同じく損失填補的性質のものであったといえる。

## 二 労災保険法の主な改正

労災保険法は制定以来数次にわたる改正を受けて現在に至っている。そのなかから給付内容に関係する主なものをあげれば次のようになる。

### ① 昭和二十七年改正（スライド制導入）

昭和二十七年の改正によって自動スライド制が導入された。これは、けい肺患者等、長期療養・休業を余儀なくされていた被災労働者に対する休業補償が、療養・休業期間中の賃金水準の変動にまったく対応していなかったことの問題性が強く主張され、労基法七六条の改正という形で休業補償に限定して導入されたものである。これによって平均給与額が一〇〇分の二〇を超えて上下した場合には自動的に休業補償の額がスライドされることとされた。けい肺といった特定の疾病についてはあるものの、被災労働者の生活の必要にできるだけ見合った給付がなされるように改正されたわけである。

## ② 昭和三五年改正（長期傷病者補償導入）

けい肺患者等を中心とする被災労働者の保護に関して当時問題とされていた事項のうち、休業補償額の改訂については二七年改正によって解決されたものの、長期療養・休業者の大部分が打切補償の対象とされる等長期補償が行われないという問題は依然残されていた。そこでこれらの者に対する長期補償を行うため昭和三〇年に「けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別法」が制定され、延長措置を含めて昭和三四年末まで打切補償後であっても療養・休業給付を行うこととされた。そしてこれを受けて昭和三五年に労災保険法が改正された。ここでは「特別法」でけい肺と外傷性せき髄障害に限定されていた傷病をすべての傷病へ拡大するとともに、長期補償（年金給付）を行うこととされた。すなわち、従前の打切補償を改めて、療養開始後三年を経過しても治癒しない場合には平均賃金の一定日数分の額の長期傷病者補償給付を療養の必要がある期間中給付することとされたのである。また、療養開始後三年以内に治癒したものの障害等級一級から三級に該当する障害が残った場合にも、従前の一時金に代えて障害補償給付を障害が存する期間中給付されることになった。そして、これら長期補償（年金給付）には、休業補償と同様のスライド制が導入されていた。

この改正によって、けい肺といった特定の疾病だけでなく、広く長期療養・休業を必要とする傷病に対して、労基法上の災害補償給付から離れて、被災労働者らの生活の必要にできるだけ見合った額の給付を必要性が存する限り給付するという、被災労働者らの、生活を保障していこうとする制度への移行が行われたと評価できる。

## ③ 昭和四〇年改正（年金化の拡大）

三五年改正で一部導入された長期補償（年金給付）は、昭和四〇年改正によって拡大されることとなった。障害等

級四級から七級までの障害補償給付をも年金化した他、遺族補償給付についても年金を受け取るべき者がいない場合を除き、年金化されるに至った。

この他にも、保険給付額の算定基礎を給付基礎日額に代える、休業補償給付の待期間を三日に短縮する、長期傷病者補償給付について通院と入院の区別を廃止するなどとして簡素化を図り長期傷病給付と改称する等々も行われた。前記生活保障制度への移行が一層図られたといえる。

④ 昭和四五年改正（給付水準引き上げ）

一般の損害賠償の高額化等を背景とする補償額引き上げ要求、ILO二二一号条約の発効をふまえ、昭和四五年に法改正が行われた。この改正により、労災保険による年金給付額が国際水準にまで引き上げられるとともに、従来労基法上の分割補償の枠内にあった年金額がそれを上回る水準にまで引き上げられることになった。労基法上の災害補償給付の枠にとらわれることなく、被災労働者らの生活上の必要に見合った給付を労災保険給付が行っていくことがより明確に示されたのである。

⑤ 昭和四九年改正（一時金へのスライド制導入）

障害補償一時金、遺族補償一時金等について労基法七六条所定のスライド制が導入された。これは、業務災害発生と障害認定・死亡といった支給事由の発生との間にズレがある場合について、その間の賃金水準の変動に対応するためのものであった。

この他、給付水準の引き上げ、特別支給金制度の導入も行われた。

⑥ 昭和五一年改正（スライド制改正、傷病補償年金の創設）

年金給付についてスライド制発動の要件が、「二〇%」から「一〇%」へと緩和された。これにより、よりの確に賃金水準の変動に対応できることになり、被災労働者らの生活上の必要にこれまで以上に対応できるようになったわけである。

また、従前の長期傷病給付を廃止して新たに傷病補償年金が創設された。改正前においては、療養開始後一年六カ月を経過した時点までに治癒（症状固定）していた場合であって、障害等級一級から三級までの障害が存する場合に、給付基礎日額の三―三日から二―四―五日分の障害補償年金が給付されたのに対し、治癒していない場合には、同程度の障害の状態にある場合であっても給付基礎日額の六〇%の休業補償給付しか給付されなかった。このような不均衡を是正するために設けられたのが傷病補償年金であり、これによって治癒の如何に拘らず療養開始後一年六カ月を経過した時点で一定程度以上の障害の状態にある場合には休業補償給付を行わず、障害補償年金と同一基準の年金を支給することとされた。

⑦ 昭和五五年改正（スライド制改正、失権差額一時金・前払一時金制度創設）

前記三共自動車事件最高裁判決によって、将来支給の年金について損害賠償額からの控除が否定されたことに対応するために、障害補償年金と遺族補償年金とに失権差額一時金と前払一時金の制度が創設された。

失権差額一時金は、障害補償年金や遺族補償年金の支給資格がなくなった時点までに支給された額が一定額に満たない場合に、その差額を遺族の請求にもとづき支給するものである。また、前払一時金制度は、被災労働者らの請求にもとづき、一定の額を一時金の形で一括支給するものである。なお、失権差額一時金、前払一時金ともにそこで定められている「一定の額」は、労基法上の災害補償給付の額と同一である。

これらの制度により、それぞれの一時金の価額（労基法上の障害・遺族補償の価額）の限度内で、被災労働者らへの給付が確保されることになったわけである。

この他、年金給付のスライド制発動要件の「一〇％」から「六％」への緩和、遺族補償年金の額引き上げ等も行われた。

⑧ 昭和六一年改正（年金給付基礎日額の最高・最低限度額制度導入）

昭和六一年改正によって、年金給付についてその基礎となる給付基礎日額について年齢階層に応じた最高・最低限度額が設けられた。

年功賃金制のもとにあっては、若年時に被災した場合には受け取る年金額が同年輩の労働者に比較して低くならざるを得ないといった弊害が生じるのであるが、これに対処するために被災労働者の年齢階層に応じて給付基礎日額を一定年齢まで上げていき、一定年齢に達した後は逆に下げていくこととされたのである。

最高限度として設定する額如何によっては被災労働者らの生活上の必要に見合わない給付となり得る危険性もはらむものではあるが、<sup>(2)</sup>現在の日本の賃金体系、一般労働者の生計費を考えてみた場合、このような年齢階層別の給付基礎日額の制度を設けること自体は、被災労働者らの生活上の必要に合わせた給付を行うために必要なことであるといえる。

⑨ 平成二年改正（スライド制改正、年齢階層別最高・最低限度額の拡大）

休業補償給付以外のすべての給付について、いわゆる完全自動賃金スライド制を導入した。これはスライド制発動の要件の「六％」を撤廃し、年度ごとに賃金水準の変動に応じて給付基礎日額を改訂するものである。

また、休業補償給付についてもスライド制発動の要件を「二〇%」から「一〇%」へと緩和するとともに、変動率の算定方式を、事業場の規模産業ごとに異なっていたものを改め、全規模・全産業の平均賃金を用いることとした。さらに療養開始後一年六カ月を経過した場合の休業補償給付について、昭和六一年改正で導入された給付基礎日額の年齢階層別最高・最低限度額を導入することとされた。

### 三 現行労災保険給付の法的性質

労災保険法による給付が、その制定当初にあつては損失填補的性質のものであつたことは既に述べたところであるが、二でみたような改正によって給付の法的性質にどの様な変化がみられるかについて、第二章で挙げた判断基準にしたがつて、各給付ごとに個別的に検討していく。

#### 1 療養補償給付

療養補償給付は、業務災害によって受けた傷病の療養のために給付されるものであるが、原則として現物給付（療養の給付）の形態をとる点、給付期間が定められていない点で損失填補と異なっている。しかし、現物給付については、すでに述べたように、これをもって損失填補との異質性をいうことはできない。また、給付額が定められていない点についても、療養という給付の性質上その期間を限定できないことによるものと考えられるのであり、このことをもって損失填補との異質性を認めることはできない。

このように療養補償給付は、業務行為に起因する傷病の療養に必要な特別の出費という、業務災害と相当因果

関係に立つ範囲の損害について填補するものであり、損失填補的給付であるといえる。

## 2 休業補償給付

被災労働者が業務災害による療養のために賃金を受けることなく休業する場合に、その四日目から給付基礎日額の六〇%を支給するのが休業補償給付である。

この給付については、業務災害に起因する就労不能によって得ることができなくなった賃金の一部を給付する点、換言すれば業務災害と相当因果関係に立つ範囲の損害の一部についての給付である点で損失填補的性質を失っているとはいえない。

ところが、前述の判断指標からすれば、この給付を完全に損失填補的給付とする事はできない。すなわち、給付の基礎となる給付基礎日額について年齢階層別に最低・最高限度額が定められ年齢階層に応じて給付額が改訂されることとされている点、平均給与額が一〇%を超えて変動した場合のスライド制が導入されている点で損失填補と異なっている点である。これらは、生活費が年齢階層によって増減することや賃金額が毎年改訂されていることをふまえ、被災労働者らの生活をその必要に応じて具体的に保障していこうとする趣旨にでたものであるといえる。

また、給付の期間が限定されておらず、したがって給付総額が定められていない点でも損失填補と異なる。これについても、被災労働者らの生活上の必要がある限り一定額を給付することによって、将来にわたる長期的な生活保障を行おうとするものであるといえる。

このようなことからすれば、この休業補償給付は損失填補的な性質と生活保障的な性質とをあわせもった複合的な

性質のものであるといえる。

### 3 障害補償給付

障害補償給付は、業務上の傷病が治癒（症状固定）した後、身体に一定の障害が残った場合に給付されるものであり、障害の程度が比較的重い場合（障害等級第一級から第七級）には障害補償年金が、これ以外の場合（第八級から第一四級）には障害補償一時金が給付される。

障害等級が業務災害によって受けた障害のために喪失した労働能力や日常生活上の諸利益の程度に応じて定められていること、給付額もこの障害等級に応じて定められていることからすれば、業務災害と相当因果関係に立つ範囲の逸失利益を填補するものであるとの性質は残っているといえる。

しかし、障害補償年金については、給付総額が確定されていない、スライド制が導入されているといったことその他、年齢階層別に給付基礎日額が改訂されることになっている。これらが損失填補と異質なものであることは既に述べたところであるが、これらはいずれも被災労働者らの生活を、年齢階層・給与水準等をふまえた生活の必要性を考慮しつつ、長期にわたって保障する意図にでたものであるといえるのであり、この意味で生活保障的性質をも認めることができる。

次に、障害補償一時金であるが、これについては、給付基礎日額の年齢階層別改訂がなく、給付総額も確定されている点で損失填補との異質性は認められない。もっとも障害補償一時金についてもスライド制が認められており、この限りで給付総額が変動することはある。しかし、これは算定事由発生日（障害の原因となった事故が発生した日ま

たは疾病の発生が診断により確定した日」と一時金給付までに期間がかかった場合に行われるものであり、その間の給与水準の変動に合わせて被災労働者へのより実質的な給付を行おうとするものではあるが、「待たせ賃」的な性質を持つにすぎないといえる。

また、障害補償一時金は労基法上の障害補償を上回る水準の給付を行っている。この点、労基法上の障害補償との性質の差異が問題となってくるが、前述の判断指標に照らした場合、これについて生活保障的性質を認めることはできない。

このように、障害補償年金については損失填補的性質と生活保障的性質とが混在しているといえるが、障害補償一時金については損失填補的性質のみが認められる。

#### 4 遺族補償給付

業務災害により死亡した労働者の遺族に対して、一定の範囲の受給資格者がいる場合には遺族補償年金が、そのような者がいない場合には遺族補償一時金が給付される。

これらについては労働者の死亡と相当因果関係に立つ範囲での遺族らの被扶養利益等の逸失利益について、その一部を給付するものである点で損失填補的性質を持つといえる。

しかし、遺族補償年金については、給付総額が定められていない、スライド制が導入されている、年齢階層別に給付基礎日額が改訂される等の点で損失填補との異質性が認められる。さらに遺族補償年金の場合には、受給資格者（遺族）の人数によって年金額が異なっているが、既に述べたように遺族の人数といった業務災害と相当因果関係に

立たない事項にもとづいて給付額が定められるのであるから、この遺族補償年金を損失填補のものとして捉えることはできない。遺族の人数が多ければそれだけ生計費もかさむことになるわけであり、それに対応するための加算であると解される。このように遺族補償年金は、遺族らの生活上の必要性をも考慮に入れつつ将来にわたって長期にその生活を保障しようとするものであるといえる。

このように遺族補償年金については損失填補的性質と生活保障的性質との混在が認められる。これに対して遺族補償一時金については、生活保障的性質は認められない。すなわち、遺族の人数による給付加算、年齢階層別給付基礎日額が設けられていない他、給付総額も確定されている等、損失填補との異質性が認められないのである。なお、給付額についてスライド制が導入されているが、これについても障害補償一時金の場合と同様生活保障的性質を認めることはできない。

## 5 葬 祭 料

葬祭料は、業務災害により死亡した労働者の葬祭を行う者に対して給付されるものである。

葬祭という業務災害と相当因果関係に立つ特別の出費に対する給付である点で、損失填補としての性質を有する。

給付額について最低保障額が設けられているが、それは実際に必要となる額の一部にすぎず、これをもって損失填補との異質性を認めることはできない。また、スライド制が導入されているが、これについても障害補償一時金の場合と同様生活保障的性質を認めることはできない。

これ以外には損失填補との異質性が問題となる点はなく、したがって葬祭料は損失補償的性質のものであるといえ

る。

## 6 傷病補償年金

傷病補償年金は、業務上の傷病の療養開始後一年六カ月を経過しても傷病が治癒せず、かつその傷病による障害の程度が傷病等級に該当する場合に、休業補償給付に代えて、年金の形で給付されるものである。

労災保険法の主な改正の項で述べたように、この傷病補償年金は障害補償給付との均衡をとるための給付と考えられるのであり、その法的性質については、障害補償給付と同様、損失填補的性質と生活保障的性質とが混在しているものといえる。

## 第五章 損害賠償との調整

### 一 基本的考え方

以上の検討で現行労災保険法の給付には、損失填補的性質のみの給付（損失填補的給付）と、生活保障的性質と損失填補的性質とを合わせもったもの（複合的給付）とがあることが明らかになった。

これをふまえて以下損害賠償との調整の可否およびその範囲を検討することとするが、そこでの基本的な考え方を示せば次のようになる。

第一に、調整の可否は、まず給付の性質によって判断される。

すなわち、損失填補的給付については、労基法上の災害補償給付について機能的同質性を根拠として損害賠償との調整を規定する労基法八四条二項の類推適用を認め、損害賠償における対応する項目との調整、すなわち損害賠償額からの控除が認められることになる。<sup>(22)</sup>これに対し、複合的給付については、損失填補との異質性が認められる以上、労基法八四条二項の全面的な類推適用は認められず、したがって損害賠償額からの控除は原則として認められないことになる。

第二に、調整の可否およびその範囲について、労基法八四条二項や労災保険法（制度）の趣旨・文言による制約等を受けるといふことである。

労基法八四条二項が「補償を行った」場合にのみ調整を認め、労災保険法が既にみたような年金給付化をはじめとするさまざまな給付内容の改正を行ってきたのは、被災労働者らの生活を、確実に、かつその必要性を考慮に入れつつ、将来にわたって長期に守っていくとすの趣旨にもとづくものである。したがって、仮に給付の性質上調整が認められる場合であっても、これら労災補償制度の趣旨に反する場合にはその限りにおいて調整が否定されることになる。

## 二 損失填補的給付

葬祭料、療養補償給付、障害補償一時金、遺族補償一時金がこの範囲に入る。これらの給付については、労基法八四条二項の類推適用により、損害賠償額からの控除が認められることになるが、控除が認められる範囲は、同条の文

言、趣旨および労災保険制度の趣旨から、確実な履行が確保されている範囲に限定される。

この点、葬祭料と遺族補償一時金については、一時金支給であり請求によって確実に支給されること、労基法上の災害補償と同一水準の給付であること、また一般的には損害賠償額確定時までには支給されている（既支給となっていない）ことが多いであろうから、損害賠償額からの全額控除を認めることについて問題はないといえる。仮に損害賠償によってこれらの給付に対応する費用が全額支払われた場合には、労災保険からのそれぞれの給付は不支給とすることができることになる。

障害一時金については、損失填補的給付であるものの給付水準が労基法上の障害補償のそれを上回っている点で、葬祭料・遺族補償一時金と事情を異にする。すなわち、後述する使用者の保険メリットとの関係で障害補償一時金全額について損害賠償額からの控除を認めることはできないのである。使用者は労基法上の災害補償の価額の限度で免責されるに過ぎないのであり、それを上回る部分については労基法上も労災保険法上も免責されないのである。したがって、障害補償一時金のうち、労基法上の障害補償の価額の限度で損害賠償額からの控除が認められることになる。次に療養補償給付であるが、これについては「確実な履行」との関係で問題が生じてくる。まず既支給相当額について全額控除が認められることは明らかである。前記三共自動車最高裁判決も認めるように、労基法八四条二項は「補償を行った場合」について損害賠償額からの控除を認めているのである。また、既に損失填補的性質の給付がなされているのであるから、被災労働者の保護の観点からも既支給分について損害賠償額からの全額控除を認めても問題はないといえる。

では将来にわたって支給されるであろう療養補償の価額を控除できるか。これについては将来にわたって必要な療

養の給付が確実に行われることが保証されていなければならないことは言うまでもない。労基法八四条二項が、「補償を行つた」場合に限定しているのは被災労働者らへの補償を確実なものとする趣旨によるものである。また、労災保険法の趣旨からしても、被災労働者に対する確実な給付が保証されていなければならない。損失填補的性質のみが認められる場合であってもこれら労災補償制度の趣旨からくる制約にはしたがわざるを得ないのである。

確実な給付が保証されているというためには、必要かつ十分な療養補償給付が療養の必要性が認められる限り支給される制度になっていることが必要である。この点現行労災保険制度は、期間を限定することなく療養の必要が存する限り療養補償給付を行うこととしており、確実な給付が保証されているといえる。<sup>23)</sup>

なお、損害賠償額中に療養に要する費用が計上されている場合には、その確実な履行が保証され、または現実に履行されたことを条件として、その価額の限度まで労災保険の側で療養補償給付の支給を停止することができることになる。ここで確実な履行が保証されているというためには、銀行等の金融機関による債務保証等が必要であると考えられる。

### 三 複合的給付

休業補償給付、障害補償年金、遺族補償年金、傷病補償年金がこの範疇に入る。これらの給付については、既に述べたように損失填補と異なる性質をも有する以上、すべてについての労基法八四条二項の類推適用による損害賠償からの控除は認められない。

しかし、これらの給付についてまったく控除を認めないとすることは妥当ではない。これらの給付については損失

填補的性質も認められることは既に述べたところであるが、そうである以上、完全に損害賠償との異質性を認めることはできないのである。つまり給付の一定範囲内で損失填補との同質性を根拠として労基法八四条二項の類推適用による損害賠償額からの控除が認められるのである。そして、このように解することは被災労働者らの生活を確実に守るといふ労災保険法の趣旨に反するものではない。すなわち、既支給の給付や前払一時金のように被災労働者らへの支給が現になされていたり、その支給が制度的に確実なものとして保証されているものであれば、労災保険法の趣旨にも抵触せず、損害賠償額からの控除が認められると解されるのである。以下具体的に検討する。

#### 1 損失填補的部分

複合的給付であってもそのなかに損失填補的性質をも併せもっていることは既に明らかにしたところである。そこで問題となるのは、損失填補的な性質の部分を生生活保障的性質部分と区別することができるのか、具体的には複合的給付のどの範囲（価額）をもって損失填補的部分と認めるのかである。

この問題については、労基法上の災害補償給付給付の水準が損失填補的部分であると解される。

労基法上の災害補償給付が損失填補であることは既に述べたところであるが、現行労災保険法はこの労基法上の災害補償給付（損失填補的給付）を基礎として、それを拡大、発展させることによって給付内容を充実させてきたのである。傷病補償年金を含め、<sup>24</sup> 労災保険給付の基礎は労基法上の災害補償給付にあるのであり、補償内容充実の過程において生活保障的性質を備えるに至った、言い換えれば災害補償給付（損失填補的給付）に生活保障的給付を上乗せしてできたのが現行労災保険給付であると考えられるのである。したがって、労基法上の災害補償給付の価額の限度

において損害賠償額からの控除が認められることになる。

ただし、それは被災労働者らの生活を確実に守る必要性から、労災保険給付または損害賠償の確実な給付が保証されている場合に限定される。すなわち、労災保険給付相当額を損害賠償額から控除する場合には、当該労災保険給付の支給が将来にわたって保証されていなければならぬし、損害賠償額から労災保険給付相当額を控除しなかった場合に当該労災保険給付を不支給ないし支給停止するためには損害賠償の履行が保証され、または現に履行されていなければならぬ。

このように、一定の条件のもとに労基法上の災害補償給付の価額の限度内で使用者の損害賠償義務が免責されることになるわけであり、この範囲で使用者の保険メリットを認めることができる。この範囲での使用者の保険メリットをも否定する、言い換えれば損害賠償額からの一切の控除を否定することは、労基法八四条二項が労基法上認めていた免責を、立法上の根拠もなく否定することになり妥当とは言えない。また、逆に労災保険給付相当額すべてについて損害賠償額からの控除を認めること、すなわち使用者の保険メリットを私見以上に拡大することも、立法上の根拠を欠くといわざるを得ない。労災保険法がその給付内容を拡大充実させたのは、被災労働者らの保護を図るためであつて、労基法八四条二項に示される以上に使用者の保険メリットを拡大する意図にでたものではないのである。昭和五五年改正において損害賠償との調整制度として導入された失権差額一時金や前払一時金の価額が労基法上の災害補償給付の価額とされたのも、災害補償給付の価額が使用者の保険メリットの限度であることを明らかにしたものであるといえる。

## 2 既支給の給付

既に支給された給付の価額については、労基法上の災害補償給付の価額の限度でのみ損害賠償からの全額控除が認められると解される。すなわち、既支給分全額について損害賠償からの控除が認められるわけではない。

現実に保険給付が履行されているのであるから、被災労働者らの生活保障の観点からしても損害賠償からの控除を認めても差し支えないとの立論も可能ではあろう。しかし、仮にそのように解した場合には、損害賠償を求める裁判が短期間で終わった場合に受けられたはずの労災保険給付による生活保障的給付部分を、訴訟が長期間にわたった場合には受けられなくなるという弊害も生じることになる。被災労働者らの不利益と引き換えに、いたずらに訴訟を引き延ばした使用者に利益を与えることになりかねないのである。

また、既支給分全額について損害賠償額からの控除を認めることは、本来労基法上の災害補償給付部分についてのみ認められる使用者の保険メリットを拡大する結果にもなってしまう。

このように、既に給付がなされたか否かに拘らず、給付の法的性質が損失填補と異質なものである以上、労基法上の災害補償給付相当額を超える額の控除は認められないと解すべきである。

## 3 前払一時金・失権差額一時金

前払一時金は昭和五五年の改正によって導入された制度であり、障害補償年金と遺族補償年金とについて受給資格者からの請求にもとづき支給される。その額は労基法上の障害・遺族補償給付と同一である。また、失権差額一時金

は、障害補償年金や遺族補償年金の受給資格権者が受給資格を失った場合であつて、それまでに受給した給付の額が前払一時金の額に達していない場合に、その差額を一時金の形で支給するものである。要するにこれらの制度は、労基法上の障害・遺族補償給付の価額を、被災労働者らに対して確実に支給するものとなつてゐるのである。損失填補との機能的同質性が認められる範囲のものであること、確実な給付が制度的に保証されてゐることからすれば、これら前払一時金や失権差額一時金の価額の限度で損害賠償額からの控除が認められることになる。

## 第六章 おわりに

以上、労災保険給付には損失填補的性質と生活保障的性質とを併せもつた複合的給付と損失填補的性質のみが認められる損失填補的給付とがあることを明らかにしてきた。なお、ここで「生活保障」といつても、それを給付された金銭で生活するという程度のものとして捉えるならば、損失填補にあつても認められることになる。しかし、以上の検討のなかで問題とした「生活保障」とは、損失填補では説明できない、被災労働者らの必要性に見合つた将来にわたる長期的かつ確実な日常生活保障といつた意味で用いるべきものである。

そして、損害賠償との調整については、労基法上の災害補償給付の価額の限度においてのみ控除が認められるとの結論に達した。

このような私見の立場から現行の調整規定をみるならば以下のようになる。

## ①損害賠償の側における調整（労災保険法六四条一項）

損害賠償の側での調整は、前払一時金と矢権差額一時金とについてのみ全額控除が認められることは既に明らかにしたところである。ところが、現行制度では、前払一時金の最高限度額についてその価額を損害賠償額から控除するのではなく、履行を猶予する形がとられている。

被災労働者らが前払一時金の請求をしない場合もありうることを考えれば、このような履行猶予方式が妥当であることはいうまでもない。

## ②労災保険の側における調整（労災保険法六四条二項）

損害賠償を現実を受けた場合には、労災保険の側で一定の期間保険給付を行わないことができることとされている。問題となるのは、前払一時金最高限度額に相当する年金給付、矢権差額一時金、前払一時金の価額を上回る保険給付について支給調整を行うとされている点である。第五章で述べたように、損害賠償の履行が保証されている場合に、労基法上の災害補償給付相当額部分についてのみ保険給付を行わないことが認められるにすぎない。したがって労災保険給付側での支給調整が認められるのは、この労基法上の災害補償給付相当額に限定されなければならない。

なお、既支給分全額について損害賠償額からの控除を認める前記三共自動車事件最高裁判決が妥当とは考えられないことは既に述べたところである。

私見のような意味での生活保障的給付を労災保険法が次々と導入してきたことは既にみたところであるが、この傾向は今後も続くことが予想される。しかし、その場合にあっては、歴史的背景や給付要件・形態を考えれば、労災保険給付の基礎に使用者責任を前提とする損失填補的性質部分があることは否定できないであろう。この意味で将来に

おいても損害賠償と労災保険給付の調整問題は依然残ることになるが、その場合にも労基法上の災害補償規定を調整基準とすべきであろう。

(1) 使用者が労働者に対し労働契約上安全配慮義務を負っていること、および業務災害がこの安全配慮義務違反を構成し債務不履行にもとづく損害賠償義務を生じさせることは、最高裁が昭和五〇年二月二五日の陸上自衛隊八戸駐屯地事件(民集一九卷二号一四三頁)で安全配慮義務を肯定して以降確立している(ただし、その性質、範囲等の問題についてはなお争いがある)。

なお、安全配慮義務については、岡村親宣「使用者・事業主の民事責任」『労働災害・安全衛生(現代労働法講座二二卷)』二九〇頁以下、下森定編著『安全配慮義務法理の形成と展開』所収論文等参照。

(2) 労基法八四条二項の文言等から日本では労災保険給付と損害賠償との両者の競合が認められていると解されている。

(3) 使用者行為災害の場合。大阪小型自動車事件大阪高判昭和二九・九・二九高裁民集七卷一〇号七八〇頁他。

また、損害賠償が先行した場合についても多数説は、労基法八四条二項が規定する災害補償が先行する場合と「順序を逆にして、補償の請求を後まわしにすると労働者の受ける額が多くなる」というのはおかしな話であり、補償を迅速に行えという労基法の精神にも反する。(有泉亨「労働基準法」四五三頁)等として、損害賠償額からの控除を認めていた。

なお、第三者行為災害については労災保険法一二条の四がおかれ、損害賠償が先行した場合には労災保険の支給停止・損害賠償額からの非控除が、労災保険給付が先行した場合には当該第三者に対する政府の求償権が、それぞれ規定されていた。

(4) 三共自動車事件最三小昭五二・一〇・二五判・労旬九四八号六五頁。

(5) 西村健一郎「社会保険給付と損害賠償」『民商法雑誌創立五〇周年記念論集Ⅱ』四一五頁等参照。

(6) 前払一時金の額は、労基法上の災害補償の額と同一である。

(7) 支給調整期間の上限は、次のいずれかの期間で短い方とされている(昭五六・六・一二発基六〇号)。

①前払一時金最高限度額相当期間の終了する日から起算して九年経過するまでの間。

②各年齢ごとに定められた就労可能年齢(例えば被災時に七〇歳であれば七五歳)を超えるに至ったときは、その超えるに至ったときまでの期間。

(8) 損害賠償中の逸失利益は「障害、遺族、傷病、休業の各給付」に、療養費は「療養の給付」に、葬祭費用は「葬祭料」にそれぞれ対応するものとされている。調整対象となるのは、この内の逸失利益部分だけであるが、これについてもその全額を調整するのではな

く、逸失利益の六七%だけを調整するものとされている。

(9) ただし、労基法上の災害補償も労災保険給付もともに慰謝料などの精神的損害や、入院雑費・付添看護料などの積極的損害に対する賠償を行うものではなく、これらとの調整は問題とはならないとされている(青木鉛鉄事件最二小判昭六二・七・一〇民集四一卷五号二二〇二頁等参照)。

したがって、以下の検討では損害賠償中のこれらの事項についての価額は除外する。

(10) 日鉄鉱業事件東京地判平二・三・二七、田中建設事件東京地判昭五四・九・一八等。

(11) 高藤昭「労災補償の社会保障化」『論争労働法』二九六頁以下。

(12) 大審院昭和三年三月一〇日民集七卷三号一五二頁は、「不法行為ニ依リ他人ノ労働能力ニ欠陥ヲ与エタル者ハ其ノ欠陥ノ存続スル間被害者ニ対シ定期金ヲ給付シ以テ労働能力ノ欠陥ヲ填補スルハ損害賠償ノ方法トシテ最モ適當ナルモノニ属ス」と判示し、傍論ながら損失填補の場合にも定期金賠償(年金給付)がありうることを認める。その他にも下級審判例ではあるがいくつかみられる(藤村和夫「定期金賠償の事例研究」『交通事故損害賠償の法理と実務』一七四頁以下等参照)。また立法例としてドイツ民法八四三条等がある。

(13) 加藤一郎「不法行為(増補版)」二二八頁。

(14) 加藤同上書二二四頁。

(15) 西村教授は、「年金のスライド制も労働災害がなかったならば当然生じていたであろう賃金の上昇を考慮に入れるもので広い意味での現状回復措置として考えることができる。」とされ、スライド制導入による損失填補との異質性を否定される。通常の損害「賠償とは異なる独自の損失填補の方式がとられ」ているに過ぎないとされているのである(「労災補償と損害賠償」二六一頁)。そしてこのような「独自の損失填補の方法」が認められるのは、労災保険が「集団としての使用者の責任の拡大・徹底」による「人身損害のより完全な填補」を行うものであることに求められている(「労災保険の『社会保障化』と労災補償・民事責任」学会誌労働法四〇号五四頁)。

しかし、「集団としての使用者の責任の拡大・徹底」によってなぜ労災保険給付の損失填補に対するの独自性が導かれるのかについての十分な説明がなされていないのではあるまいか。集団化が「個別使用者の負担能力をこえたより完全な損失の填補の実現を可能にする」としても、それを表現する法理が何であるのか、またそれが給付の法的性質にまったく影響を与えないものであるのかを示されていないように思われるのである。

なお西村説に対する批判について、高藤前掲論文三〇五頁以下、および水野勝「労災補償制度の理論的課題」学会誌労働法七六号一

一頁以下等参照。

(16) 近藤昭雄「労災保険の『社会保障化』と認定基準」学会誌労働法七十六号七十九頁は、年金制をもって損失填補との異質性を示すものとされている。しかし、損害賠償にあつても定期金賠償（年金給付）が為され得るのであり、定期金給付であることのみをもって損失填補との異質性をいうことはできないといふべきであらう。

近藤前掲も、生活障害が存する期間中の継続給付である点を重視されているようであるが、そうであるならばむしろ総額が定められない給付であることに異質性を求めるべきではあるまいか。

(17) 福岡高判昭二七年四月九日下民集三卷四号四八二頁など。

(18) 荒木誠之「労災補償法の研究」一八五頁以下他。

(19) 吾妻光俊「労働法の基本問題」一六九頁以下参照。

(20) 昭和二年三月一八日に行われた労災保険法の提案理由説明では次のように述べられている。

「大きな業務災害が発生しましたような場合事業主の中には或は災害補償を完全に履行できない者もありました履行できたと致しても、或は資金融通などのため災害補償が遅れ、せつかく労働基準法によって規定されました労働者の基本的権利が侵害されるばかりでなく、産業の過重負担となる場合が予想されますので、……（被災）労働者に対して迅速且つ公正な保護を図る必要上、災害補償の確保と労働者の福祉のために必要な施設を行い併せて産業の負担を軽減するような制度、すなわち労災保険制度が必要である。労働省労働基準局労災管理課編「労働者災害補償保険法（再訂新版）」平元・三、三一頁。

(21) 最高限度額の問題性を指摘するものとしては、総評弁護士労災研究会「八六年労災保険法『改正』の問題点」労旬一一四〇号四頁以下、桑原昌宏「労災保険法六一年改正と今後の課題」週刊社会保障一四〇五号一四頁以下等がある。

(22) これに対して、損害賠償と労災保険給付とは制度目的が異なり同一次元で機能が「重複」するわけではないこと、また「重複」も単に損害の評価項目の類似性をさすだけであること、両者の併給を認めたとしても「元の体や生活が帰ってくるわけではない」ことから、被災労働者らに不当な利得が生じているわけではないとして調整（控除）を否定する見解も示されている（松本克美「労災保険と損害賠償の完全併存の実現」季刊労働法一五八号四九頁以下）。

しかし、個々の給付内容を検討した場合それぞれに損失填補的性質が認められることは本文中で明らかにしたところであり、制度目的が異なるとしても、労災保険給付と損害賠償との間の「重複」が認められてくるのではあるまいか。また、労基法八四条二項や労災保険法附則六四条の存在を考えれば、立法論としてはともかく、解釈論として調整を否定することはできないように思われる。さらに、

調整を完全に否定した場合には、一般の不法行為・債務不履行に対する賠償額を上回る補償額を認めることになるが、業務災害の場合についてなぜこのような結果が認められるかの根拠に欠けるようにも思われる。

(23) したがって労基研中間報告のように療養補償給付に期間の限定をつけた場合にあつては、損害賠償額からの控除はその期間内に支給されるであろう療養補償給付額相当額に限定されることになる。

(24) 傷病補償年金は、労基法には設けられていない。しかし、制度導入の経緯等からすればこの給付は実質的には障害補償の変形と考えられる。

(25) 柳沢旭「労災補償法における労基法の意義」学会誌社会保険法六号五八頁は、「損害賠償との調整は労基法上の補償責任を限度として行われるものであり、使用者の保険料支払をもって損害賠償責任を全て免責させるものではない。」として私見と同様の結論を示されている。しかし、その根拠は労基法八四条一項二項と労災保険法附則六四条（平成二年改正前の六七条）に求められている。

また、水野前掲論文三二頁も労基法上の災害補償の限度をこえる保険メリットを認めることは相当でないとされる。